

長崎市告示第510号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の3第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の指定の取消しをしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月13日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所

株式会社NTT ドコモ ペイメントサービス部長 鈴木 貴久彦
東京都千代田区永田町二丁目11番1号

2 指定の取消日

令和8年7月1日

3 取消理由

事業承継に伴い、指定公金事務取扱者に該当しなくなったため。